

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、柞田川沿岸土地改良区連合から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

令和6年4月30日

香川県知事 池 田 豊 人

1 退任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	合田 孝志	観音寺市大野原町花稻9 23番地 2	令和5年12月13日

2 就任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	米谷 勝博	観音寺市大野原町花稻7 27番地	令和6年3月12日